

令和3年度第2回結城市都市計画審議会

【報告事項】

都市計画道路の事業認可について

【資料目次】

1. 都市計画道路の変更

2. 都市計画道路の事業認可

令和4年1月24日告示 都市計画道路の変更

【変更路線】

3・4・18号 鹿窪・砂窪線

3・6・23号 国府町・大谷瀬線

結城市都市計画審議会（令和3年12月17日開催）・茨城県都市計画審議会（令和4年1月24日開催）の審議を経て、都市計画を変更しました。

都市計画道路の変更

変更箇所 1

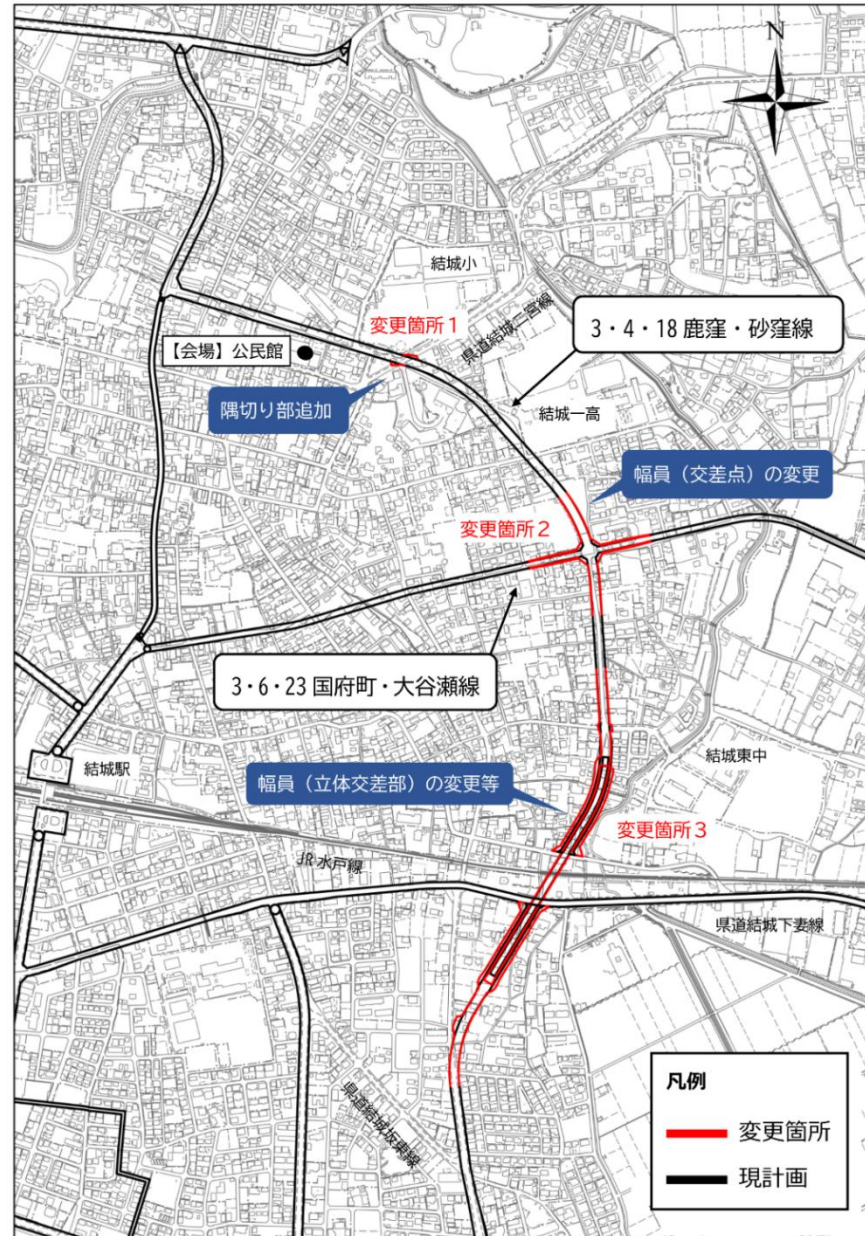
- ・ 交差点部の隅切り部追加

変更箇所 2

- ・ 交差点部の幅員構成の一部変更

変更箇所 3

- ・ JR水戸線立体交差区間の幅員構成の一部変更



【資料目次】

1. 都市計画道路の変更

2. 都市計画道路の事業認可

都市計画道路の事業認可

【事業名】

下館・結城都市計画事業

3・4・18号 鹿窪・砂窪線

3・6・23号 国府町・大谷瀬線

○市施行区間

事業認可取得

(令和4年2月28日)

延長：約859.5m

事業費：約24億円

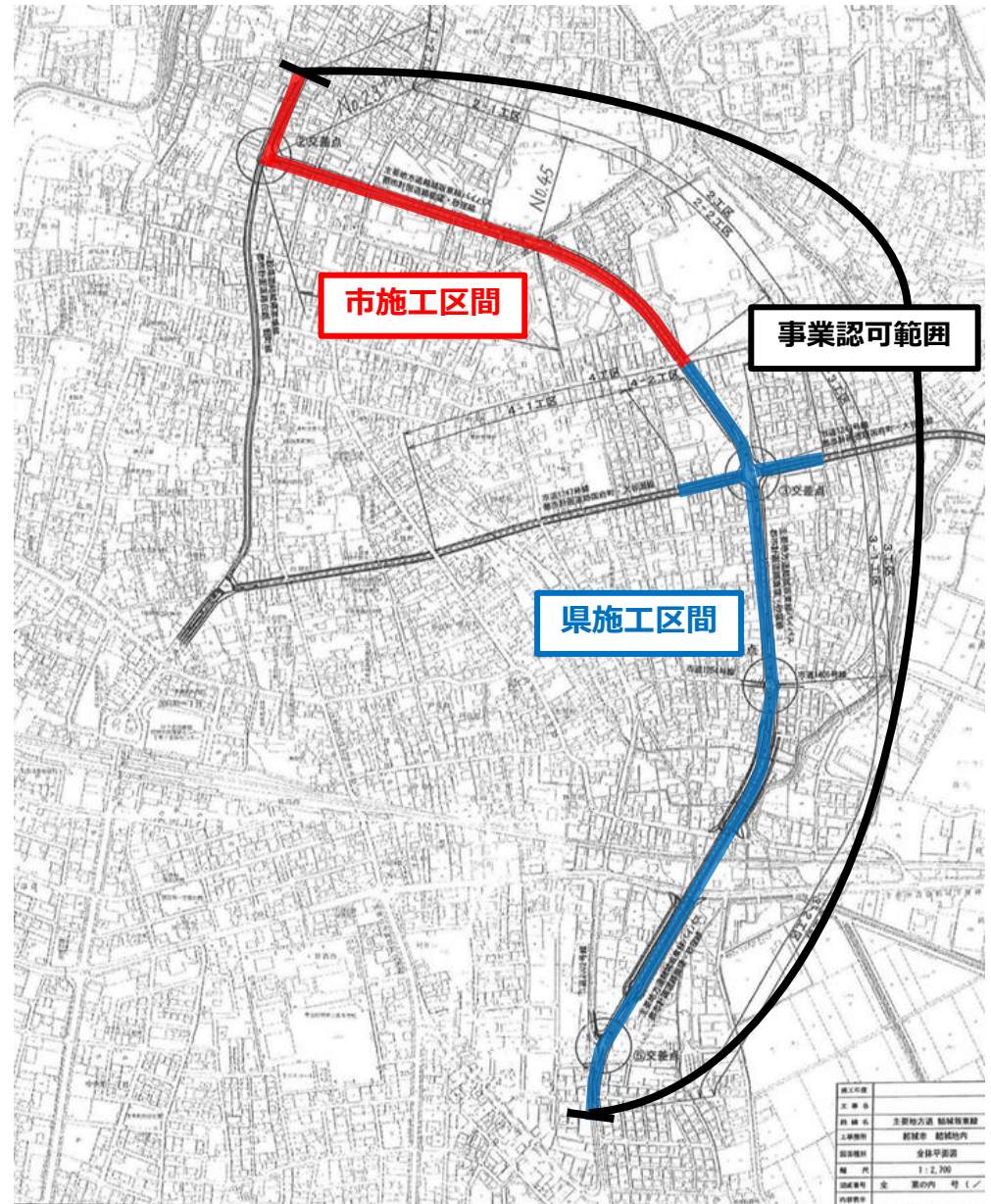
○県施行区間

事業認可取得予定

(令和4年3月中旬～下旬)

延長：約1,208.3m

事業費：約49億円



事業認可に伴う制限について

○建築等の制限（都市計画法65条）

事業地内において、施工の障害となる行為（建築物・工作物の建築等）をする際は、許可が必要になります。

○土地建物等売買の制限（都市計画法67条）

事業地内の土地を売買する際は、予定金額・買主等の届出が必要になります。

⇒届出後、結城市はその土地を買い取るかどうかを通知します。

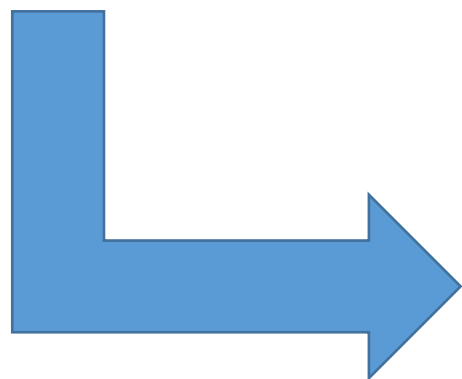
土地収用法の適用（都市計画法70条）

土地収用法上の諸効果が発生します。

今後のスケジュール

令和3年度～令和5年度

路線測量、道路詳細設計・電線共同溝設計、用地測量



用地買収

改良舗装工事